



2022年5月13日

各 位

会 社 名 株式会社シャルレ
代 表 者 名 代表取締役社長 林 勝哉
(コード番号 9885 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 責任者 経営企画部長 柿原 美代子
T E L 0 7 8 - 7 9 2 - 7 0 4 6

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月22日開催予定の当社第47回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書に規定する改正規定が2022年9月1日から施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されることから、これに備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等(株主総会参考書類、議決権行使書面、会社法第437条の計算書類および事業報告、会社法第444条第6項の連結計算書類)の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の規定の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙記載のとおりです。

3. 日程(予定)

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月22日
定款変更の効力発生日	2022年6月22日

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第14条</u></p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>(条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第14条</u></p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>第1条</u></p> <p>(現行どおり)</p> <p><u>(電子提供措置等新設の効力発生日および同新設に伴う経過措置等)</u></p> <p><u>第2条</u></p> <p><u>定款第14条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書に規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずる。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前の定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもってこれを削除する。</u></p>

以上